

岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

< 総括的事項 >

- 1 当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、又は予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。
- 3 工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。
- 4 準備書全般において、説明が不足しているもの、記載誤りが散見されるので、評価書の作成に当たっては、正確でわかりやすい図書となるよう努めるとともに、予測手法の内容や評価の記載については、結論のみでなく、その結果に至る根拠を十分に示すこと。
- 5 当該事業については現時点で処理方式が決定していないことから、各方式での予測評価の過程を明示し、処理方式の選定の方法、選定にあたり評価する項目について評価書に記載すること。
- 6 河川区域、河川保全区域に近接している事業予定地の立地条件を踏まえ、自然災害に対する具体的な防災計画を明らかにすること。
- 7 廃熱利用について、発電の効果、活用先及びその他の熱利用についての検討を評価書に記載すること。
- 8 事業に伴う環境への影響については、住民に対し十分な説明を行い、環境に関する要望などに配慮するよう努めること。
- 9 当該事業の実施及び環境影響評価準備書に関して、愛知県一宮市長、愛知県稲沢市長及び羽島市長から別添写しのとおり意見書が提出されているので、当該意見を勘案すること。

< 個別的事項 >

【大気質】

- 10 方法書提出後に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）について、事業着手前の調査及び予測・評価の実施について検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。
- 11 大気質の予測において、予測結果の計算過程をわかりやすく記載すること。
- 12 短時間高濃度予測において気象条件ごとに計算濃度の計算に使用した条件の妥当性を明確にすること。また、予測にあたっては安全側で行うことが望ましい。

【水質・土壌・廃棄物】

- 13 準備書提出後に確認された事業予定地内に埋設されている石綿について、適切な環境保全措置を講ずること。また、石綿に関する調査結果と環境保全措置について評価書に記載すること。

【地下水・地盤】

- 14 地下水の水質と水位及び地盤沈下の予測評価について、対象となる地層との関係を明らかにすること。

【騒音】

- 15 道路交通騒音については、適切な環境基準値を用いて予測・評価を行うこと。

【地盤】

- 16 地震による液状化の危険性についての調査結果を記載すること。

【廃棄物】

- 17 ごみ処理施設の稼働に伴って発生する溶融スラグについては情報収集を積極的に行い、有効利用に努めること。
- 18 事業予定地内に埋設されている廃棄物や工事に伴い発生する廃棄物については、関係法令等に基づき、適正な方法により処分を行うこと。

【地形・地質】

- 19 対象事業実施区域及びその周囲の概況として、活断層に関する調査結果を記載すること。

【電波障害】

- 20 適切な計算式により障害予測を行うこと。

【動物】

- 21 岐阜県レッドデータブック記載の種の中で「重要な動物」に選定されていない種があるので、精査の上必要な修正を行うこと。

【事後調査】

- 22 予測・評価の妥当性を検証する観点で、工事中及び供用後の事後調査を実施すること。また、事後調査の内容及び期間は、環境要素ごとに必要性を検討し、その検討経過を明らかにすること。
- 23 新たに環境への影響が考えられる事象が明らかになった場合は、適切な調査を行い、必要な環境保全措置を講じること。

【供用後の事業活動】

- 24 供用後の事業活動に当たっては、周辺の住環境への影響を低減するよう努めること。
- 25 施設の適正な維持管理、運転を徹底し、可能な限り大気汚染物質の排出を削減し、生活環境への負荷の低減に努めること。

- 26 1 から25の措置について、評価書に記載すること。